

2古介第129号  
令和2年4月9日

地域密着型介護サービス事業所 管理者 様  
居宅介護支援事業所 管理者 様  
第1号訪問・通所事業 管理者 様

古賀市保健福祉部介護支援課長

緊急事態宣言後の介護サービス等事業所の対応について(依頼)

平素より、古賀市の介護保険行政にご尽力いただき誠にありがとうございます。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、緊急事態制限が発令されました。これにより、介護サービス事業所においても、感染拡大の防止のための対策をとられていることと思います。

つきましては、休業等介護サービス利用者へ影響が生じるとされる対策をとられる場合につき、別紙において報告をお願いいたします。

併せて、利用者及び職員が、感染を疑われるような状況となった場合(PCR検査を受けるなど)についても、速やかに御一報くださいますようお願い申し上げます。

古賀市 保健福祉部 介護支援課 介護保険係 福田  
電話 092-942-1144  
FAX 092-942-0404  
kaigo@city.koga.fukuoka.jp

古賀市 介護支援課

介護保険係 福田宛

FAX 092-942-0404

### 新型コロナウイルス感染症に対する対応について

事業所名	
内容(具体的に)	
開始日	
終了予定日	
代替措置(具体的に)	
問い合わせ先	(電話) (担当者)